

北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて

1 趣旨

- 北海道地球温暖化防止対策条例は、地球温暖化対策推進法その他の法令と相まって、本道における地球温暖化対策の更なる推進を図るため、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項を明らかにしたものである。
- 道においては、昨年3月にゼロカーボン北海道宣言を表明するとともに、北海道気候変動適応計画を策定し、本年3月には、第3次となる地球温暖化対策推進計画を策定したところである。
- 国においては、本年4月22日に、2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくという新たな目標を表明し、5月26日には地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを法定化した。
- 道としては、条例制定後における、国内外でのこうした社会情勢の変化などを踏まえ、条例の見直しの検討を行うものである。

2 経過等

■平成21年3月「北海道地球温暖化防止対策条例」を制定

■令和2年3月「ゼロカーボン北海道宣言」を表明

- ・ 2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを表明

■令和2年3月「北海道気候変動適応計画」を策定

- ・ 気候変動適応法（平成30年6月）に基づく地域計画として、地球温暖化の緩和策と温暖化の影響を回避・軽減する「適応策」を両輪で推進するため策定

■令和3年3月「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定

- ・ ゼロカーボン北海道の実現に向け2030年度までの削減目標や達成に向けた取組等を規定
- ・ 本道の地域特性や強みを活かし、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に推進

■令和3年4月 国が温室効果ガス削減目標を表明(2030年度に2013年度比46%削減)

■令和3年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

3 見直しや検討のポイント

- 地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、法と条例の整合性や事業者による温室効果ガス排出量報告制度の義務規定などについて、見直しのあり方を検討。
- ゼロカーボン北海道の実現に向け、道民・事業者などと理念や目指す姿を共有し、理解と協力を得て、オール北海道で推進していけるよう、脱炭素の実現を目指すことやその達成に向けた道や各主体の責務・取組のほか、適応策の推進などについて、見直しのあり方を検討。
- 検討は、同時に諮問する「地球温暖化対策推進計画」の見直しと、基本的な方向性を連動して進める。



気 候 第 4 4 0 号
令和3年(2021年)10月15日

北海道環境審議会

会長 中 村 太 士 様

北海道知事 鈴木 直道



北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて（諮問）

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年条例第57号。以下「条例」という。）の見直しについて諮問します。

記

〔諮問の理由〕

道は、平成21年3月に条例を策定し、本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、対策の基本的な事項を定めることにより、取組を推進してきました。

今回の諮問は、本年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正や、道や国のゼロカーボン宣言など、条例制定後における国内外の社会情勢の変化などを踏まえ、条例の所要の見直しを検討するため、北海道環境審議会に条例の見直しに向けた基本的な考え方について意見を求めるものです。

（環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課気候変動対策係）